

# 目 次

## 第1編 総則

### 第1章 計画の目的

第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の構成と内容	3
第4節 計画の理念	4
第5節 計画の位置づけ	5
第6節 計画の修正	6
第7節 計画の周知	6

### 第2章 本市の状況

第1節 自然条件	9
第1 位置及び面積等	9
第2 地形	9
第3 活断層群	10
第4 河川	10
第5 海岸	10
第6 気象	10
第2節 社会的条件	11
第1 人口及び世帯数	11
第2 総合計画における考え方	12
第3節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方	14
第1 災害の素因と誘因	14
第2 災害に対する基本的な考え方	16

### 第3章 災害とその特性

第1節 豪雨災害・台風	18
第2節 その他の災害	19
第3節 地震・津波	21

### 第4章 災害の想定

第1節 災害想定の基本	32
第2節 被害の想定	32
第1 台風等大型低気圧による災害	32
第2 豪雨による災害	33

第3	大規模火災	34
第4	ガス、危険物の爆発等による災害	34
第5	地震・津波による災害	34
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		
第1	市	48
第2	大分県	48
第3	中津警察署	49
第4	指定地方行政機関	49
第5	自衛隊	51
第6	指定公共機関	51
第7	指定地方公共機関	52
第8	消防団	53
第9	その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者等	54

## 第2編 風水害その他の災害対策編

### 第1章 災害予防

第1節	災害予防の基本方針等	57
第1	災害予防の基本的な考え方	58
第2	災害予防の体系	59
第2節	災害に強いまちづくり	60
第1	被害の未然防止事業	62
第2	災害危険区域の対策	64
第3	防災施設の整備、災害予防管理	66
第4	都市・地域の防災環境整備	67
第5	建築物の災害予防	68
第6	農林水産物の災害予防	69
第7	ライフラインの災害予防	70
第8	特殊災害の予防	77
第9	防災調査研究の推進	78
第3節	災害に強い人づくり	80
第1	自主防災組織	83
第2	防災士	85
第3	防災訓練	86
第4	防災教育	90
第5	消防団・ボランティアの育成・強化	94
第6	要配慮者の安全確保	95
第7	帰宅困難者の安全確保	100
第8	市民運動の展開	100

第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置.....	102
第1	初動体制の強化 .....	104
第2	活動体制の確立 .....	106
第3	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 .....	110
第4	救助物資の備蓄 .....	113

## 第2章 災害応急対策

第1節	災害応急対策の基本方針等 .....	117
第1	災害応急対策の基本方針 .....	118
第2	市民に期待する行動 .....	118
第3	災害応急対策の体系 .....	121
第2節	活動体制の確立 .....	122
第1	組織 .....	123
第2	動員配備 .....	129
第3	通信連絡手段の確保 .....	131
第4	気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等 ...	132
第5	災害・被害情報等の報告、収集・伝達 .....	141
第6	災害救助法の適用及び運用 .....	147
第7	広域的な応援要請・協力体制の確立 .....	154
第8	防災ヘリコプターの派遣要請及び受入れ .....	157
第9	自衛隊の災害派遣要請 .....	159
第10	他機関に対する応援要請 .....	164
第11	技術者、技能者及び労務者の確保 .....	166
第12	ボランティアとの連携 .....	168
第13	帰宅困難者対策 .....	170
第14	物資の備蓄及び資機材調達供給 .....	170
第15	交通確保輸送対策 .....	171
第16	広報活動・災害記録活動 .....	180
第3節	生命・財産への被害を最小限とするための活動 .....	184
第1	風水害に関する情報の収集・住民への伝達等 .....	185
第2	水防計画 .....	187
第3	避難の指示及び誘導 .....	196
第4	救出救助 .....	201
第5	救急医療活動 .....	203
第6	二次災害の防止活動 .....	206
第4節	被災者の保護・救護のための活動 .....	209
第1	避難所運営活動 .....	210
第2	避難所外被災者の支援 .....	215
第3	食料供給 .....	217

第4	給水	219
第5	被服寝具その他生活必需品給与	220
第6	医療活動	222
第7	保健衛生活動	223
第8	廃棄物処理	224
第9	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋火葬	225
第10	住宅の供給確保	229
第11	文教対策	231
第12	社会秩序の維持・物価の安定等	234
第13	義援物資の取り扱い	235
第14	被災動物対策	235
第5節	社会基盤の応急対策	237
第1	電気、ガス、上・下水道、電話の応急対策	238
第2	道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道の応急対策	242
第3	農林水産業対策	243
第3章 災害復旧・復興		
第1節	災害復旧・復興の基本方針	249
第2節	浸水廃棄物・がれきの処理	250
第3節	公共土木施設等の災害復旧	251
第4節	被災者・被災事業者の災害復旧・復興支援	253
第1	被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	253
第5節	被災者支援に関する各種制度の概要	254
第1	経済・生活面の支援	254
第2	住まいの確保・再建のための支援	264
第3	農林漁業・中小企業・自営業への支援	277
第6節	激甚災害の指定	284
第1	激甚災害指定の手続	284
第2	特別財政援助	287
第4章 その他の災害対策		
第1節	その他の自然災害対策	291
第1	その他の自然災害対策の基本的な考え方	291
第2	雪害・凍結害等の対策	291
第3	少雨・乾燥被害対策	291
第4	農業被害対策	292
第2節	一般火災対策	295
第1	火災の予防	295
第2	火災に関する情報の収集・伝達	297

第3	火災の応急対策	299
第4	消防活動	299
第3節	林野火災対策	301
第1	林野火災の予防	301
第2	林野火災応急対策	302
第4節	その他の事故対策	304
第1	危険物災害対策	304
第2	道路・交通機関事故災害対策	307
第5章 原子力災害対策		
第1節	総則	311
第2節	被害想定	311
第3節	原子力発電所事事故事前対策	312
第4節	原子力発電所事故応急対策	313
第5節	原子力災害中期対策	320

### 第3編 地震・津波対策編

第1章 災害予防		
第1節	災害予防の基本方針等	323
第1	災害予防の基本的な考え方	324
第2	災害予防の体系	325
第2節	災害に強いまちづくり	326
第1	被害の未然防止	327
第2	災害危険区域等の対策	330
第3	防災施設の災害予防管理	330
第4	都市・地域の防災環境整備	331
第5	建築物等の安全性の確保	333
第6	公共施設等の災害予防	334
第7	特殊災害の予防	339
第8	地震防災緊急事業5箇年計画の推進	341
第9	防災のための調査研究の推進	342
第10	社会資本の老朽化対策	342
第3節	災害に強い人づくり	343
第1	自主防災組織	346
第2	防災士	348
第3	防災訓練	350
第4	防災教育	361
第5	消防団・ボランティアの育成・強化	365

第6	要配慮者の安全確保	366
第7	帰宅困難者の安全確保	371
第8	市民運動の展開	371
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	373
第1	初動体制の強化	376
第2	活動体制の確立	379
第3	津波からの避難に関する事前の対策	384
第4	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	386
第5	救助物資の備蓄	390

## 第2章 地震・津波災害応急対策

第1節	災害応急対策の基本方針等	394
第1	災害応急対策の基本方針	395
第2	市民に期待する行動	395
第3	災害応急対策の体系	398
第2節	活動体制の確立	399
第1	組織	400
第2	動員配備	406
第3	通信連絡手段の確保	408
第4	気象庁が発表する地震・津波情報の収集・及び関係機関への伝達	409
第5	災害・被害情報等の報告、収集・伝達	429
第6	災害救助法の適用及び運用	434
第7	広域的な応援要請・応援活動	441
第8	防災ヘリコプターの派遣要請及び受入れ	444
第9	自衛隊の災害派遣要請	447
第10	他機関に対する応援要請	452
第11	技術者、技能者及び労務者の確保	453
第12	ボランティアとの連携	455
第13	物資の備蓄及び資機材調達供給	457
第14	帰宅困難者対策	458
第15	交通確保・輸送対策	458
第16	広報・災害記録活動	468
第3節	生命・財産への被害を最小限とするための活動	472
第1	地震・津波に関する情報の収集・住民への伝達等	473
第2	地震・津波に関する避難の指示及び誘導	476
第3	津波からの避難	480
第4	救出救助	482
第5	救急医療活動	484
第6	消防活動	486

第7	二次災害の防止活動	489
第4節	被災者の保護・救護のための活動	492
第1	避難所運営活動	493
第2	避難所外被災者の支援	498
第3	食料供給	499
第4	給水	502
第5	被服寝具その他生活必需品給与	505
第6	医療活動	505
第7	保健衛生活動	505
第8	廃棄物処理	508
第9	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋火葬	509
第10	住宅の供給確保	513
第11	文教対策	516
第12	社会秩序の維持・物価の安定等	518
第13	義援物資の取扱い	519
第14	被災動物対策	520
第5節	社会基盤の応急対策	521
第1	電気、ガス、上・下水道、電話の応急対策	522
第2	道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道の応急対策	527
第3章	災害復旧・復興	
第1節	災害復旧・復興の基本方針	530
第2節	がれきの処理	531
第3節	公共土木施設等の災害復旧	532
第4節	被災者・被災事業者の災害復旧・復興支援	533
第1	被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	533
第5節	被災者支援に関する各種制度の概要	534
第1	経済・生活面の支援	534
第2	住まいの確保・再建のための支援	545
第3	農林漁業・中小企業・自営業への支援	557
第6節	激甚災害の指定	564
第1	激甚災害指定の手続	564
第2	特別財政援助	568
第4章	南海トラフ地震防災対策推進計画	
第1節	総則	571
第1	推進計画の目的	572
第2	防災関係機関が地震・津波発生時の応急対策として行う事務又は業務の大綱	572

第2節	災害対策本部の設置等	573
第1	災害対策本部等の設置	574
第2	災害対策本部等の組織及び運営	574
第3	災害応急対策要員の参集	574
第3節	地震発生時の応急対策等	575
第1	地震発生時の応急対策	576
第2	資機材、人員等の配備手配	577
第3	他機関に対する応援要請	577
第4節	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	578
第1	津波からの防護のための施設の整備等	579
第2	津波に関する情報の伝達等	579
第3	津波からの避難に関する事前の対策	580
第4	消防機関等の活動	581
第5	水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応	581
第6	交通対策	582
第7	市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	582
第5節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	585
第1	概要	586
第2	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	587
第3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	587
第4	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	591
第6節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	593
第7節	防災訓練	594
第8節	地震防災上必要な教育及び広報	595

#### 第4編 資料編

※ 資料編の目次は、資料編中扉の後に示す。